

CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議幹事会の開催について

平成 28 年 7 月 20 日
CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議決定
令和 3 年 3 月 25 日
一部改正
令和 4 年 9 月 20 日
一部改正
令和 5 年 9 月 28 日
一部改正
令和 6 年 月 日
一部改正案

- 1 CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議（平成 28 年 6 月 2 日内閣総理大臣決裁）を補佐し、CLT の活用に関する事業者や地方公共団体等からの問い合わせに、政府の一元的な窓口として対応することで、CLT の活用促進を図るため、CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
- 2 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
副議長	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
構成員	警察庁長官官房会計課長
	こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）
	総務省地域力創造グループ地域政策課長
	法務省大臣官房施設課長
	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
	文部科学省高等教育局私学部私学助成課長
	厚生労働省医政局医療経営支援課長
	厚生労働省老健局高齢者支援課長
	林野庁木材産業課長
	経済産業省商務・サービスグループ参事官兼博覧会推進室長
	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課長
	国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長
	国土交通省住宅局住宅生産課長
	環境省地球環境局地球温暖化対策課長
- 3 幹事会の庶務は、林野庁及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前三項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

「CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議幹事会の開催について」の一部改正について 新旧対照表

○ CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議幹事会の開催について（平成 28 年 7 月 20 日 CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議決定）

（下線の部分は改正箇所）

改 正 案	現 行
CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議幹事会の開催について 平成 28 年 7 月 20 日 CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議決定 令和 3 年 3 月 25 日 一 部 改 正 令和 4 年 9 月 20 日 一 部 改 正 令和 5 年 9 月 28 日 一 部 改 正 <u>令和 6 年 月 日</u> 一 部 改 正 案 1 CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議（平成 28 年 6 月 2 日内閣総理大臣 決裁）を補佐し、CLT の活用に関する事業者や地方公共団体等からの問い合わ せに、政府の一元的な窓口として対応することで、CLT の活用促進を図るため、 CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）を 開催する。 2 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認める ときは、関係者の出席を求めることができる。 議長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 副議長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付） 構成員 警察庁長官官房会計課長 こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当） 総務省地域力創造グループ地域政策課長	CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議幹事会の開催について 平成 28 年 7 月 20 日 CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議決定 令和 3 年 3 月 25 日 一 部 改 正 令和 4 年 9 月 20 日 一 部 改 正 令和 5 年 9 月 28 日 一 部 改 正 1 CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議（平成 28 年 6 月 2 日内閣総理大臣 決裁）を補佐し、CLT の活用に関する事業者や地方公共団体等からの問い合わ せに、政府の一元的な窓口として対応することで、CLT の活用促進を図るため、 CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）を 開催する。 2 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認める ときは、関係者の出席を求めることができる。 議長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 副議長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付） 構成員 警察庁長官官房会計課長 こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当） 総務省地域力創造グループ地域政策課長

法務省大臣官房施設課長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
文部科学省高等教育局私学部私学助成課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
林野庁木材産業課長
経済産業省商務・サービスグループ参事官兼博覧会推進室長
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長
国土交通省住宅局住宅生産課長
環境省地球環境局地球温暖化対策課長

3 幹事会の庶務は、林野庁及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前三項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

法務省大臣官房施設課長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
文部科学省高等教育局私学部私学助成課長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
林野庁木材産業課長
経済産業省商務・サービスグループ参事官兼博覧会推進室長
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長
国土交通省住宅局住宅生産課長
環境省地球環境局地球温暖化対策課長

3 幹事会の庶務は、林野庁及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議の開催について

平成28年6月2日	内閣総理大臣	決裁
令和3年3月15日	一部改訂	正日
令和4年2月2日	一部改訂	正日
令和4年8月25日	一部改訂	正日
令和5年9月12日	一部改訂	正日
令和6年11月19日	一部改訂	正日

1 林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現することを目的に、CLT（直交集成板）の公共建築物、商業施設等への幅広く積極的な活用に向けて、関係省庁の緊密な連携を確保し、実効ある方策を検討するため、CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官（参）
副議長 内閣総理大臣が指名する内閣総理大臣補佐官
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
警察庁長官官房長
こども家庭庁成育局長
総務省自治財政局長
法務省大臣官房長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
文部科学省高等教育局私学部長
厚生労働省医政局長
厚生労働省老健局長
林野庁長官
経済産業省商務情報政策局首席国際博覧会統括調整官
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
国土交通省住宅局長
環境省地球環境局長

3 連絡会議の庶務は、林野庁及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前三項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。